

「財産関係の準拠法と法の適用に関する通則法の課題」『国際私法年報 22』90-123 頁(2021 年)要旨

野村美明(のむらよしあき・大阪大学大学院・特任教授)

【要旨】

本稿では、財産関係に関する通則法施行後の課題のうち、通則法における国際私法規則でさらなる立法措置や解釈による明確化がぜひとも必要だと思われる消費者契約の方式と物権の所在地概念の範囲について1および2で検討し、次の結論を得た。

第1に、消費者契約の方式に関する通則法 11 条 3 項および 4 項の規定は様々な点で消費者保護の趣旨に反するので、これらを同条 5 項とともに削除し、当事者の法選択や消費者の援用の有無にかかわらず、消費者の常居所地法以外の法の選択的適用を排除し、消費者契約の方式はもっぱら消費者の常居所地法によらざるべきである。

第2に、準拠法に関する当事者の予見可能性を確保し、同時に将来の立法措置による明確化の道を残すためにも、物権の準拠法を定める 13 条の目的物所在地概念は現実の所在地に限定すべきであり、仕向地法や輸送手段に関する所属国法などは所在地法概念に含ませるべきではない。

3では、1および2で検討した論点以外にも、財産関係の国際私法規則に関して次のような課題が残されていることを指摘した。

- ①内国関連性のある取引に対して相対的強行規定の適用を可能とする国際私法規則は必要だと思われるが、それは条理解釈で導くべきか立法措置によるべきか。
- ②担保物権は通則法 13 条の目的物所在地法の枠内で解決を図るべきであり、ここでも現実の所在地法の意味を擬制的に拡張解釈すべきではないが、船舶先取特権については旗国法や被担保債権の準拠法の関係をどう整理するのか。
- ③債権譲渡の債務者を除く第三者に対する効力については、多数債権の一括譲渡や登記すべき債権譲渡に関して、通則法 23 条の特例として譲渡人の所在地法の適用を可能とする国際私法規則を設けるべきであるが、譲渡人の所在地法によるべき場合と譲渡債権の準拠法によるべき場合とをどのように整理すべきか。

以上